

【 検査 】

452 HBs抗原、HBs抗体及びHBc抗体半定量・定量（免疫抑制剤、生物学的製剤の投与時等）の算定について

《令和7年2月28日》
《令和7年11月28日更新》

○ 取扱い

D013「3」HBs抗原、HBs抗体及び「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、B型肝炎等の病名がない場合であっても、免疫抑制剤の投与や化学療法を行う前であることが、薬剤の投薬や悪性腫瘍等の傷病名等によりレセプト上判断できる患者に対して、B型肝炎の再活性化を考慮する場合であれば、原則として、認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

免疫抑制剤、生物学的製剤、癌化学療法の施行中あるいは施行後に免疫力が低下しB型肝炎ウイルス再活性化によってB型肝炎が発症し、中には劇症化して死亡する事例が報告されている。そのため、B型肝炎ウイルス検査については、厚生労働省通知※に「免疫抑制剤の投与や化学療法を行う患者に対して、B型肝炎の再活性化を考慮し、当該治療開始前に「3」のHBs抗原、HBs抗体及び「6」のHBc抗体半定量・定量を同時に測定した場合は、患者1人につきそれぞれ1回に限り算定できる。」と示されている。

以上のことから、D013「3」HBs抗原、HBs抗体及び「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、B型肝炎等の病名がない場合であっても、免疫抑制剤の投与や化学療法を行う前であることが、薬剤の投薬や悪性腫瘍等の傷病名等によりレセプト上判断できる患者に対して、B型肝炎の再活性化を考慮する場合であれば、原則として、認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について